

小郡市監査委員公表第15号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年6月10日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 後藤 理恵

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和6年5月2日から令和6年5月27日まで
- 2 監査対象 都市建設部 都市整備課
- 3 監査範囲 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、契約事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）徴収事務において適正な事務処理を求めるもの

道路占用料で占用の許可期間が複数年度にわたるものについて、令和 5 年度占用料の納入通知書を年度末に交付していた。

占用期間が会計年度を超えるとときは、毎会計年度当初に当該会計年度の占用料の納入通知書を占用者に交付するものとなっている。適正な時期に納入通知書を送付するよう、事務手続を行われたい。

（2）契約事務において適正な事務処理を求めるもの

令和 4 年度の定期監査で事務局指導としていた三国が丘駅エレベーター保守点検業務委託について、契約書に提出するよう記載している業務計画表が契約の相手方から提出されておらず、改善が見受けられない。

契約を締結したときは、契約の適正な履行を確保するため、監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。契約の相手方に必要な書類を提出させるなど指示し、適正な事務手続を行われたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（1件）

- ・ 決裁権者の設定が適正でないもの

（2）調定事務（1件）

- ・ 調定の時期が適正でないもの

（3）支出事務（2件）

- ・ 支払の時期が適正でないもの
- ・ 支出負担行為として整理する時期が適正でないもの

（4）契約事務（5件）

- ・ 請書に不備があるもの
- ・ 随意契約の内容等の公表が適正に行われていないもの
- ・ 暴力団関係業者排除手続が適正でないもの
- ・ 賃貸借契約に係る手続が適正でないもの
- ・ 個人情報を取扱う業務委託手続が適正でないもの

（5）公有財産管理事務（1件）

- ・ 財産台帳を適正に整理していないもの

（6）物品管理事務（1件）

- ・ 公用車の使用手続が適正でないもの

（7）予算事務（1件）

- ・ 財政課長の合議がないもの

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。